

笠間市被災住宅復興支援利子補給補助事業 《融資額の利子の一部を補助します》

市では東日本大震災により被害を受けた住宅等を、金融機関から融資を受けて補修等をする方を対象に、借り入れにかかる利子の一部を補助します。

■対象者（次のすべてに該当する方となります）

1. 自己または親族の所有する住宅が、大規模半壊、半壊、一部損壊のいずれかの「**り災証明書**」を受けており、震災発生時に自己または親族がその住宅に居住していた方。ただし、被災住宅を解体し、被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は除きます。
2. 被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設、購入または被災宅地の復旧工事を市内で行う方。
3. 平成23年3月11日以降に独立行政法人住宅金融支援機構や銀行法第2条で定める「銀行」または協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める「協同組合金融機関」と金銭消費貸借契約を締結し、平成26年3月31日までに融資を受けた方。
4. 市税等を滞納していない方。
5. 同様の利子補給を他から受けていない方、または受けようとしていない方。

■利子補助額

年利2%に相当する額（2%未満の場合はその利率）

*毎月の融資残高より算出する

■利子補給対象融資限度額

- ・住宅復旧（補修・建設・購入） 640万円
（住宅に被害がなく、宅地のみの復旧工事を実施する場合は390万円）
（住宅と宅地の復旧工事を実施する場合は1,030万円）

■補助期間

償還開始の月から5年以内（ただし、無利子期間または利子支払の猶予期間等がある場合には、当該期間を含め5年以内）

■申請期間

平成26年3月31日まで（土日・祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

■申請場所

都市計画課

※申請書は都市計画課窓口、各支所地域課に用意してあります。また、笠間市ホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス▶<http://www.city.kasama.lg.jp/>

【問合せ】都市計画課（内線588）

保留地（商業系宅地）を販売中

笠間市施行の岩間駅東土地区画整理事業地区内の保留地（3区画）を先着順にて販売しています。

「保留地」とは、土地区画整理事業で宅地として新たに生み出された土地で、今回販売するのは主に商業系宅地です。



番号	地積	単価	販売価格
①	1,339.17㎡	35,900円/㎡	48,000,000円
②	467.20㎡	35,400円/㎡	16,530,000円
③	567.79㎡	35,700円/㎡	20,270,000円

【申込み・問合せ】都市計画課（内線586・587）